

テーマ：外国子会社合算税制

経済的な実態の乏しい外国関係会社を用いた租税回避に対処することを目的に外国子会社合算税制（Controlled Foreign Company 税制＝タックスヘイブン税制）が設けられています。2023 年度の法人実地調査では、106 件の非違（経理誤り）があり、申告漏れ所得金額は 207 億円と公表されています。

外国子会社合算税制の概要

納税義務者	外国関係会社の株式を直接・間接で 10%以上保有する内国法人および居住者		
外国関係会社	内国法人・居住者が合計で 50%超の株式を保有または実質的に支配する外国法人		
合算課税の対象となる外国関係会社	・ペーパーカンパニー… ①、②のいずれも満たさない外国関係会社 ① 実体基準：主たる事業に必要な事務所等を有すること ② 管理支配基準：右記(3)同様 ・事実上のキャッシュボックス…配当・利子等の受動的所得が収入の多くを占める会社 ・ブラックリスト国所在法人…2025 年 7 月時点該当なし	【特定外国関係会社に該当しない外国関係会社の経済活動基準】 (1) 事業基準…主たる事業が株式の保有等でないこと (2) 実体基準…本店所在地国に主たる事業に必要な事務所等を有すること (3) 管理支配基準…本店所在地国で事業の管理、支配および運営を自ら行っていること (4) 非関連者基準（卸売業など 8 業種）…主たる事業を非関連者との間で行っていること OR 所在地国基準（上記以外の業種）…主たる事業を本店所在地国で行っていること	
	↓上記のいずれかに該当	↓いずれかを満たさない	↓すべてを満たす
	特定外国関係会社	対象外国関係会社	部分対象外国関係会社
	↓	↓	↓
租税負担割合	27%未満	20%未満	20%未満
	↓	↓	↓
日本で合算課税する所得	外国関係会社の所得が合算対象		配当・利子等の受動的所得が合算対象

お見逃しなく！

2025 年税制改正にて、外国関係会社の所得の合算時期が、外国関係会社の事業年度終了日の翌日から「2 カ月を経過する日を含む内国法人の事業年度」から「4 カ月を経過する日を含む内国法人の事業年度」となり、合算時期が後ろ倒しされます。また、申告書に添付・保存することとされている外国関係会社に関する下記書類から、②と③が除かれます。

- ① 貸借対照表・損益計算書

③ 勘定科目内訳明細書

⑤ 株主情報が記載された書類
- ② 株主資本等変動計算書・損益金の処分に関する計算書

④ 本店所在地国の法人所得税に関する申告書の写し

⑥ その他参考事項を記載した書類

同税制は、内国法人だけでなく居住者である個人に対しても適用がある点に留意が必要です。